

2020年9月

要約筆記者がオンライン上で通訳をするにあたってのガイドライン

社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会
東京手話通訳等派遣センター

1. オンライン会議等の情報保障の必要性

新型コロナウイルスの感染拡大やコロナ禍により、社会全体に「新しい生活様式」が求められています。難聴者をはじめ聴覚障害者が出席する会議や集会もこれまでと同様の集合型での開催が困難になり、オンラインによる会議や集会等に変わっています。聴覚障害者が参加するにあたっての情報保障は当センターとしての社会的使命と考えています。

意思疎通事業支援事業（福祉制度）における利用は、自治体に確認の上で対応いたします。

2. オンライン会議等に対する要約筆記者の派遣とは

オンライン会議システム参加者に対し、要約筆記による情報保障を実施することです。インターネットの通信環境（Wi-Fi 等の接続環境）がある場で、依頼者に対してパソコンによる要約筆記を行い、また必要に応じてオンライン会議システムを通じて参加者に要約筆記を提供します。

3. 情報漏洩と守秘義務について

要約筆記はその場に参加するための通訳です。

そのため通訳した記録（ログ）は残さないことにしています。画面の録画や撮影を禁止とします。依頼者様・主催者様にはそのことをご理解いただくとともに、参加者全員に対しその旨の周知をお願いします。

4. 従事者

東京手話通訳等派遣センターに登録された要約筆記者であって、オンライン会議等の要約筆記を担うために必要な所定の研修を受け、運営委員会の承認を受けた者となります。

5. 要約筆記者の派遣の形態

- 1) オンライン会議等に参加する聴覚障害者に対して、要約筆記を実施する。
- 2) 主催者または依頼者がオンライン会議等に参加する指定された場所にて、要約筆記を行う。

- 3) オンライン上で聴覚障害者に対して要約筆記を実施する。
要約筆記を行った画面を「画面共有」または表示する。

6. オンライン会議への派遣にあたっての条件

以下の条件をすべて承諾した依頼者のみ要約筆記者を派遣します。

<派遣条件>

- ① 通常の要約筆記者の派遣では対応できない何らかの事情があること。
- ② 有料版の最新版の「Zoom」を用意できること。
※オンライン・Web 会議システムのアプリは当面 Zoom に限定します。
- ③ 要約筆記者が集まって通訳できるよう、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた、Wi-Fi 等の通信環境が整った会場を確保できること。
- ④ 依頼者側から1名以上が会場に必要な機器を用意し通訳終了まで常駐できること。

<制約条件>

- ① 要約筆記画面を含む録画や撮影は禁止します。
主催者または依頼者は会議や集会開始にあたって、参加者に対し、画面の録画や撮影を禁止することを周知するとともに、参加者に録画や撮影をしている者がいることが分かった場合、Zoom ホストは直ちに録画機能を停止し、参加者に対し録画・撮影の禁止を促してください。
- ② ウェブサイトやSNSなどインターネット上に要約筆記の映像や写真などのデータが流出した場合は、主催者または依頼者の責任で削除してください。
- ③ 当面は、Zoom の画面共有機能を使って要約筆記を表示する方法で対応します。
資料表示等、別の用途で画面共有機能を使うことはできません。
- ④ 実施の様子(画面に出席者等の映像が映っている)を撮影し、関係者や外部に広報する場合は、まずは当センターまでご連絡ください。要約筆記の文字が見えないようにモザイクやぼかしなどで加工し掲載するようお願いしています。

7. 派遣時間と通信不良の場合の費用について

準備時間はZoomの画面共有設定、音声確認等通常より時間がかかりますので1時間とし、派遣する人数は会議中も音声切れ、参加者状況の確認のため基本的に4人となります。

インターネットの通信環境(Wi-Fi 等の接続環境)により、画面提供が適切にできない場合(一部分を含む)においても、時間と派遣人数に応じた派遣費は請求させていただきます。

8. 本ガイドラインは予告なく、改定することがあります。

9. 本ガイドラインに対する問い合わせ先

東京手話通訳等派遣センター

コミュニケーション支援課 要約筆記者派遣グループ

電話 03-3352-3335 ファックス 03-3354-6868

メール youyaku@tokyo-shuwaceter.or.jp

※本ガイドラインの無断転用を禁じます。